

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市教育委員会を除く）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史

警察との情報共有体制の強化について（通知）

このことについては、令和 5 年（2023 年） 2 月 8 日付け教生学第 1168 号通知「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」を踏まえ、各学校及び教育委員会において警察と連携した取組を進めていただいているところですが、令和 6 年度に、道内の各市町村において、全ての学校を対象に「学校警察連絡協議会等」を開催した割合は 72.5%となっており、前年度と比べ 7.3 ポイント増加しているものの、未だ一部の学校しか参加していない状況や「学校警察連絡協議会等」を開催していない状況などが見られるところです。

道教委としましては、令和 5 年 4 月に策定した「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」において、全ての学校を対象に「学校警察連絡協議会」を開催している市町村の割合を令和 9 年度までに 100%にするという目標を掲げ、関係機関との連携強化に努めることとしております。

つきましては、次の事項を参考にしていただき、学校警察連絡協議会の開催若しくは学校警察連絡協議会に準じた意見交換等を活用し、警察との情報共有について、一層の強化を図るようお願いします。

記

1 警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化

重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案では、直ちに警察への相談・通報が必要である一方、学校では取扱いの判断が困難な事案も想定されるため、学校においては、管轄の警察署と個別事案に係る日常的な情報共有や相談・通報ができるよう下記のような体制の構築に取り組むこと。

(1) 警察との相互連絡に係る協定の活用

各教育委員会と警察との間では、児童生徒の非行や安全に関する情報を共有することにより、非行防止や犯罪被害の未然防止を図り、児童生徒の健全育成に役立てることを目的とした連絡制度の協定を締結していることから、連絡対象事案に該当する場合は、必要な情報共有を図ること。

(2) 学校・警察連絡員の指定の徹底

警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校・警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底すること。その際、自殺予告や行方不明等の緊急を要す

る事案に適切に対応できるよう、休日等執務時間以外の時間帯における連絡体制の構築にも留意しておくこと。

(想定される担当者の例) 学校側：副校長、教頭

警察側：生活安全課長、少年係長

(3) 学校警察連絡協議会等の活用

警察への相談・通報を確実にを行うため、学校警察連絡協議会等の場において認識の共有を図るとともに、相談・通報を行うべきか否か学校が判断に迷うような場合も積極的に相談することをあらかじめ申し入れておくなど、警察と連携した対応が早期に可能となるよう相談・通報の促進を図ること。

また、学校警察連絡協議会の開催・参加が困難な学校等については、非行防止教室等により警察官が学校に出向く機会を活用して、学校警察連絡協議会に準じた意見交換等の機会を設けるなど、地域の実情に応じて、双方の負担を軽減し効果的に連携すること。

なお、学校警察連絡協議会等の定義及び協議内容例については、下記を参考にすること。

ア 学校警察連絡協議会について

学校や教育委員会と警察とが非行防止等に関する情報を交換し、協同して取り組むべき具体的措置についての協議を行うなど、児童生徒の非行防止に関して協議を行う場として、学校や教育委員会と警察とが参加する組織をいい、名称は問わない。

イ 学校警察連絡協議会に準じた意見交換等について

学校警察連絡協議会の開催・参加が困難な学校について、非行防止教室等により警察官が学校に出向く機会を活用して、学校警察連絡協議会に準じた意見交換等の機会を設けた場合をいう。

ウ 協議内容例

- ・ 犯罪行為として取り扱うべきと認められるいじめ対応の措置
- ・ 薬物乱用防止教室等の開催や、児童生徒の規範意識の啓発に係る措置
- ・ 警察が行う不良行為少年等の継続補導と学校が行う生徒指導との連携
- ・ 警察と教育関係団体等が連携して行う街頭活動
- ・ 児童生徒の安全確保や被害を受けた児童生徒の保護を図るための措置

2 個人情報の適切な取扱い

個人情報を取り扱う場合は、関係する条例や警察との協定に基づき厳正を期す必要があることに留意すること。

(生徒指導係)